

高松市・香南町合併協議会会議録
第 6 回 会 議

平成 1 6 年 1 1 月 2 日 (火)

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第6回会議

1 日時

平成16年11月2日(火)午前10時開会・午前11時21分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	辻正雄	委員	田中宏和
委員	井竿辰夫	委員	石丸末夫
委員	井上優	委員	石丸英正
委員	谷本繁男	委員	河田澄
委員	赤松千壽	委員	中村靖
委員	大橋光政	委員	野田法子
委員	中條照明	委員	太田繁夫
委員	梶村傳	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	伊賀裕之
委員	三笠輝彦	委員	佐野健蔵

4 欠席委員 1人

委員	加藤卓也
----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	井上優(委員兼務)
幹事	中村榮治	幹事	川田茂
幹事	熊野實	幹事	瀧本隆
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 22人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	健康福祉部会長	岡内 須美子
総務部会委員	小山 正伸	健康福祉部会委員	池内 保
総務部会委員	石垣 佳邦	健康福祉部会委員	細谷 正文
総務部会委員		土木部会委員	
企画財政部会委員	井上 優 (幹事兼務)	都市開発部会長	中西 囿弘
都市開発部会委員			
土木部会委員		都市開発部会委員	氏部 幸男
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	土木部会長	久米 憲司
企画財政部会委員	井上 哲	土木部会委員	山下 功
企画財政部会委員	草薙 功三	議会部会長	金子 史朗
企画財政部会委員	高橋 公一	議会部会委員	宮本 弘
企画財政部会委員	綾田 保弘	議会部会委員	川原 譲二
企画財政部会委員	須和 建一	議会部会委員	奥田 武
企画財政部会委員	岡野 康孝		

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	森田 大介
事務局次長	加藤 昭彦	総務班 兼調整班兼計画班	矢野 充伸
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	調整班長	清谷 文孝
総務班長 兼調整班	安西 正門	調整班 兼計画班	林田 競一

会 議 次 第

1 開会

2 新副会長あいさつ

3 新委員の紹介

4 会議録署名委員の指名

5 議事

(1) 報告事項

報告第 1 2 号 高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書の一部変更
について

(2) 協議事項

協議第 8 号 財産の取扱い（協定項目第 5 号）について
（第 5 回会議提案：継続協議）

協議第 9 号 附属機関等の取扱い（協定項目第 1 7 号）について
（第 5 回会議提案：継続協議）

協議第 1 0 号 公共的団体等の取扱い（協定項目第 1 8 号）について
（第 5 回会議提案：継続協議）

協議第 1 1 号 使用料・手数料等の取扱い（協定項目第 2 0 号）について
（第 5 回会議提案：継続協議）

協議第 1 2 号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第 2 1 号）
について（第 5 回会議提案：継続協議）

協議第 1 3 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

協議第 1 4 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）
について

協議第 1 5 号 地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について

協議第 1 6 号 条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について

- 協議第17号 電算システム事業(協定項目第24-1号)について
- 協議第18号 広聴広報事業(協定項目第24-2号)について
- 協議第19号 生活保護事業(協定項目第24-7号)について
- 協議第20号 交通関係事業(協定項目第24-15号)について
- 協議第21号 その他の事業(情報公開制度)(協定項目第24-22号)
について
- 協議第22号 その他の事業(外部監査制度)(協定項目第24-22号)
について
- 協議第23号 その他の事業(水問題対策)(協定項目第24-22号)
について

6 その他

- (1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会について
- (2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (3) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

7 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） ただいまから高松市・香南町合併協議会第6回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かと御多忙中のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

会議次第2 新副会長あいさつ

議長（増田会長） 会議に入ります前に、去る9月26日に行われました香南町長選挙の結果、辻 正雄町長が御当選され、10月23日付けで本合併協議会の副会長に就任されております。

それでは、新しく副会長になられました香南町の辻町長さんにごあいさつをお願いいたします。

辻副会長 ただいま、御紹介いただきました香南町の辻でございます。私は、これまで合併協議会設置請求代表者として本協議会委員を務めさせていただいておりましたが、去る10月23日、第6代の香南町長に就任いたしました。あわせて本合併協議会副会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

香南町は、高松市の隣接の町としてベッドタウン化が進むとともに、高松空港の開港を契機に企業が進出するなど、大きな変化と発展を遂げてまいっております。これまで、高松市と香南町は、多くの広域行政に取り組むとともに、社会的、経済的な結びつきが強く、歴史的なつながりも深い地域であります。

このような中、「平成の大合併」、この言葉どおり、国全体の問題として、また地方自治体の生き残り策として、多くの自治体において、真剣な討議がなされております。

私は、合併は、将来のまちづくり、これに大きなチャンスであると確信しております。どういう時代にあっても、地域課題、行政需要がつきまといまいます。将来、社会を考える上で大切なことは、それらの行政課題に対処でき得る自治体能力を持つことができるか、そういう時代変革を認識しております。

また、財政的にも、地方交付税、これは年々減額されていくことは確実だと思っております。これまでのような事業展開を見直し、地域をどのように維持していくか、住民の暮らしや将来方向を見定め、どういう施策が必要かなど、自治体の自己改革が求められております。企画立案や情報政策などに精通した人材の確保、やはり人材の確保、これは自治

体能力を高めていくことがますます問われていくことと考えております。そういう意味合いからも、高松市との合併、これは絶対に必要であると確信しております。

今後、合併特例法の期限が迫る中ではありますが、合併協議に全精力を傾注して仕上げる覚悟でございます。

委員の皆様方におかれましては、活発な御議論をいただき、円滑な協議が進められ、願いが成就されますよう御尽力をお願い申し上げまして、私の副会長としてのごあいさついたします。どうぞよろしく申し上げます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

会議次第3 新委員の紹介

議長（増田会長） 次に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介申し上げます。

お手元の高松市・香南町合併協議会委員等名簿に基づきまして、御紹介をさせていただきます。

まず、11月1日付けで香南町助役に就任されました井上 優氏が、合併協議会規約に規定されております「1市1町の助役」としての委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

井上委員 ただいま御紹介いただきました井上と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議長（増田会長） 次に、規約に規定されております「必要に応じて1市1町の長が協議して定めた委員」として、合併協議会設置請求代表者の佐野健蔵氏が、10月23日付けで新たに委員として就任されておりますので、御紹介申し上げます。

佐野委員 ただいま御紹介いただきました佐野でございます。ひとつ、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） それでは、これより会議に入らせていただきます。

会議次第4 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の4会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、森谷芳子委員さんと石丸英正委員さんのお二人を指名いたします。よろしく願いいたします。

会議次第5 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の5議事に入ります。

会議次第5 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の報告事項でございますが、報告第12号高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書の一部変更についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

報告第12号高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書の一部変更についてでございます。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

この規約に関する協議書につきましては、高松市・香南町合併協議会規約に、「1市1町の長の協議により定める」と規定されております項目等につきまして、高松市長と香南町長の間で取り決め、本年2月2日に調印をいたしましたものでございますが、去る10月23日に変更の協議書を取り交わしましたので、御報告するものでございます。

2ページの記載事項のうち、まず最初の項目、2の副会長でございますが、さきの香南町長選挙におきまして、辻 正雄氏が当選され、10月23日付けで香南町長に就任されておりますことから、協議会の副会長について定めております協議書の第2項を「協議会の副会長には、香南町長辻 正雄を選任する。」と改めたものでございます。

次に、3の委員でございますが、規約第8条第2項に規定する「1市1町の長が協議して定めた委員」につきましては、合併協議会設置請求代表者である辻 正雄氏を選任しておりましたが、このたび後任といたしまして、同じ請求代表者でございます佐野健蔵氏を委員に選任したものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第12号についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第12号につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （2）協議事項

議長（増田会長） はい。ないようでしたら、次に会議次第の5、（2）の協議事項に移ります。

まず、協議第8号財産の取扱い（協定項目第5号）について及び協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についての2件を一括議題といたします。

なお、協議第8号から協議第12号までの5件につきましては、前回の第5回会議で、提案及び説明を行い、継続協議の取扱いとなっておりますのでございます。改めまして、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第8号及び協議第9号の2件を一括して説明させていただきます。

会議資料3ページをお開き願います。

まず、協議第8号財産の取扱いについてでございますが、提案内容はページの中ほどの枠で囲った部分にございますように、「香南町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

協議第9号附属機関等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。香南町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第8号及び協議第9号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第8号及び協議第9号について一括お諮りいたします。

協議第8号及び協議第9号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第8号及び協議第9号は原案のとおり

りとすることを確認いたします。

次に、協議第10号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてを議題といたします。

なお、協議第10号については、前回の第5回会議での委員の御意見等を踏まえ、両市町間で再度、協議・調整を行い、修正案が提出されております。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料9ページをお開き願います。

協議第10号公共的団体等の取扱いでございますが、この協議第10号につきましては、前回の第5回会議に提案し、会議規程の定めにより、継続協議の取り扱いとなっているものでございまして、提案内容はページの中ほどの枠で囲った部分の上側、前回提案分として記載しておりますように、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございました。

前回の会議におきまして、委員から、提案内容のうちで「特別な事情がある場合を除き」という部分を削除するとともに、「統合整備に努めるものとする」の前に、「各団体の経緯、実情等を尊重しながら」というような表現を加えることを検討されたいとの御意見がございました。

事務局といたしましては、当初提案分の考え方といたしまして、まず、「特別な事情がある場合を除き」につきましては、本来は、その地域を代表するような公共的団体は、統合して一本化することが基本でございますが、例えば、双方とも地域を代表する商工団体である商工会議所と商工会のように、法律上、別個の対応が認められている場合などは、例外的に取り扱うことが適切ではないかという趣旨で、この「特別な事情がある場合を除き」という表現としたこと。

また、後段の「各団体の経緯、実情等を尊重しながら統合整備に努める」という表現を加えることにつきましては、行政といたしましては、公共的団体に対して、あくまで統合することを促す立場にあり、統廃合について、自治体の権限が直接的に及ばないことから、「尊重しながら」という表現は適切ではないのではないかと、仮に、そのような表現を加えるとすれば、「各団体の経緯、実情等を尊重しながら」という表現ではなく、「経緯、実情等を踏まえ」というような表現であれば可能ではないかということで、その趣旨を説明し、御理解を求めたところでございます。

その後、両市町間で協議を行ってまいりましたが、結果、前段の「特別な事情がある場合を除き」についてはそのままとし、後段については、「各団体の経緯、実情等を踏まえ」という表現を加えることとしたところでございます。

ページ中ほどの枠で囲った部分の下側、今回、修正案というところをごらんいただきたいと存じます。

修正案でございますが、ただいま御説明いたしましたように、「各団体の経緯、実情等を踏まえ」という表現を追加するものでございまして、修正案といたしましては、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努めるものとする。」としたところでございます。

以上が修正案の説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第10号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第10号についてお諮りいたします。

協議第10号については、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第10号につきましては、修正案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について及び協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についての2件を一括議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、資料12ページをお開き願います。

まず、協議第11号使用料・手数料等の取扱いについてでございますが、提案内容はページの中ほどにございますように、「両市町と同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。香南町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、

調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第11号及び協議第12号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございますので、協議第11号及び協議第12号についてお諮りいたします。

協議第11号及び協議第12号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 御異議ございませんので、協議第11号及び協議第12号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第13号地域審議会の取扱い(協定項目第6号)についてを議題といたします。

なお、これから後の協議第13号から協議第23号までの11件につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第7回会議において、改めて質疑、協議を行った上で意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず協議第13号について提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、会議資料18ページをお開き願います。

協議第13号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、香南町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございまして、地域審議会を設置するとともに、次の協議第14

号で提案いたしております、議員の定数及び任期につきまして、合併特例法に認められている特例措置を活用し、複合的な仕組みを整備することによりまして、合併後における香南町地域のまちづくり等に関し、地域住民の意見が直接、間接に施策に反映できる仕組みを整備しようとするものでございます。

それでは、次の19ページをごらんいただきたいと存じます。

19ページには、別紙といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市香南地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を掲載いたしております。

この別紙につきましては、合併協定書におきましても、先ほどの提案内容とともに、掲載されるものでございます。それでは、この協議の要点を説明させていただきます。

まず第1条でございますが、設置について述べておりまして、合併特例法の規定に基づき、合併前の香南町の区域に地域審議会を置く旨が記載をされております。

次に、第2条の設置期間でございますが、建設計画の期間、おおむね10年間ということで、合併の日から平成28年3月31日までといたしております。

次に、第3条は所掌事務について定めておりまして、地域審議会は設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、または意見を述べるものとされております。

まず1点目といたしまして、高松市と香南町の合併に関する建設計画の執行状況に関すること。

2点目といたしまして、高松市と香南町の合併に関する建設計画の変更に関すること。

3点目として、香南町地域のまちづくりに関すること。

4点目といたしまして、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項といたしております。

次に、第4条は組織でございますが、まず第1項で、地域審議会は、委員15人以内で組織することといたしております。

また、第2項で、委員は、設置区域内に住所を有し、選挙権を有する者で、学識経験を有する者及び公募により選任された者のうちから、市長が委嘱することといたしております。

次に、第5条は委員の任期及び失職でございますが、委員の任期は、2年とすることといたしております。また、第3項におきまして、委員が設置区域に住所を有しなくなった

ときは、委員を辞したものとするといたしております。

次に、第6条の会長及び副会長につきましては、委員の互選により、選任することといたしております。

次に、20ページの第7条の会議でございますが、まず第1項で、会議は毎年度2回開催するものとし、会長が招集すること。

第2項では、委員の総数の3分の1以上の委員から会議の開催の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならないことを規定いたしております。

次に、第8条の庶務でございますが、地域審議会の庶務につきましては、事務局において処理し、この事務局は設置区域内の事務所に置くことといたしております。

次に、第9条で、この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この協議は、両市町の合併の日から施行することといたしております。

次に、21ページをお開き願います。

21ページには、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進地域10市の事例を記載しております。10市のうちで、この地域審議会の取扱いについて協議された市は4市ございまして、資料には、そのうち3市の事例を記載しております。

資料にございますように、大船渡市と新居浜市の2市は地域審議会を設置し、つくば市では、協議の結果、設置しないことといたしております。

次の22ページをごらんいただきたいと存じます。

22ページには、現在、合併協議が進められております中核市の事例を記載しております。資料には、秋田市など5市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、今回、提案した内容とほぼ同じ内容となっております。

以上で協議第13号地域審議会の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第13号については、次回、第7回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第14号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の23ページをお開き願います。

協議第14号議会の議員の定数及び任期の取扱いについて御説明を申し上げます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香南町の区域により選挙区を設ける。」というものでございまして、合併特例法における、いわゆる定数特例を、編入合併の場合の最大限2回適用しようというものでございます。

次の24ページをごらんいただきたいと思います。

編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、編入合併の場合、図で示しておりますとおり五つのパターンが考えられます。

まず、パターンのは、地方自治法による原則でございます。

次に、パターンのは定数特例でございますが、これは編入される市町に選挙区を設け、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、増員選挙を行うこととなります。この場合、議員の任期は編入する市町の議員の残任期間となります。

次に、パターンのは、ただいまの定数特例を、合併後に行われる一般選挙まで、合わせて2回採用するものでございます。

次に、パターンのは在任特例でございますが、編入される市町の議員全員が、編入する市町の議員として在任するものでございまして、この場合の在任期間は定数特例と同様に、編入先の市町議会の議員の残任期間となります。

また、パターンのは、この在任特例に加えまして、定数特例を採用して、次の一般選挙で、選挙区を設定することもできます。

今回、提案しておりますのは、このうちのパターンのは、ございまして、定数特例を編入合併の場合の最大限2回適用するものでございます。

具体的には、パターンのは、のところに記載しておりますように、合併後50日以内に香南町地域に定数1人の選挙区を設けて増員選挙を行います。この場合の任期は、現在の高松市議会議員の残任期間、平成19年5月1日までとなります。そして、合併後に行われ

る一般選挙、平成19年に行われる高松市議会議員選挙におきましても、再度、香南町地域に定数1人の選挙区を設けて選挙を行い、香南町地域から議員1人を選出するものでございます。

このように、定数特例を2回適用するものでございまして、特例期間が終了いたします平成23年5月以降は、高松市議会議員の条例定数が現行のまま40人ですと、合併後の高松市地域全体から40人の議員を選出することとなるものでございます。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

25ページには、先ほど同様に、編入合併いたしました先進10市のうち、そのうちの5市の事例を記載いたしております。それぞれの市名の後には、先ほど御説明いたしました特例のうち、どのパターンの特例を適用したかを括弧書きで記載をいたしております。

また、次の26ページには、同じような形で中核市の事例を記載いたしております。

以上、簡単でございますが、協議第14号議会の議員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第14号につきまして、御質問等がございましたら、どうぞ御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございまして、協議第14号につきましても、次回、第7回会議で改めて意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第15号地方税の取扱い（協定項目第9号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料27ページをお開き願います。

協議第15号地方税の取扱いについてでございます。

この地方税の取扱いにつきましては、高松市と香南町に関係いたします、それぞれの市町村税を合併後にどのように取り扱うかを定めるものでございます。

提案内容を説明させていただく前に、まずこの調整内容につきまして、別とじの附属資料で御説明を申し上げます。附属資料その2、新規提案分と書いておりますが、附属資料のその2、新規提案分をごらんいただきたいと存じます。

なお、これからの説明は、会議資料と附属資料を並行して説明させていただきますので、この二つの資料を並べて、ごらんいただければと思います。よろしく願いをいたします。

附属資料その2、新規提案分の1ページをお開き願いたいと存じます。

「地方税の取扱いについて」に関する資料でございます、ここでは9項目でございます。

合併特例法では、合併関係市町相互の間で地方税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって均衡を欠くと認められる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと、または不均一の課税をすることができる旨、定められております。

地方税の取扱いにつきましては、この規定を基本に、税が住民に負担を求めるものであることを勘案して、急激な変化を来さないよう配慮して調整したものでございまして、不均一課税などの経過措置を設けるに当たっての基本的な考え方といたしましては、税率変更の場合は3年間の経過措置を設け、また、新たに課税することになる税目につきましては、合併特例法の規定を最大限活用して、5年間の経過措置を設けております。

それでは、説明させていただきます。

次の2ページをごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、個人市・町民税でございます。

現況でございますが、2の均等割の の非課税基準及び5の納期において違いがございます。このうち2の均等割の の非課税基準につきましては、資料には積算方法を記載しておりますが、夫婦2人と子供1人の標準的な世帯の例で申し上げますと、高松市は114万3,000円、香南町は101万6,000円となります。この非課税基準につきましては、高松市の制度に統一いたしますと、香南町の住民の負担の軽減となるものでございます。

これらの相違点の調整でございますが、合併年度から高松市の制度に統一いたしますと、納付に関して混乱を招くおそれがありますことから、ページ右下の調整案にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

法人市・町民税でございます。

この法人市・町民税につきましては、2の税率において、市町間で違いがございます。高松市では、均等割及び法人税割ともに標準税率の1.2倍までの制限税率を適用しております。

一方、香南町では均等割及び法人税割とも標準税率が適用をされております。

この法人市・町民税の調整に当たりましては、税率が異なっており、高松市の制度に統一いたしますと香南町住民の負担が増加することから、経過措置を設けることとし、ページ右側中ほどの対応策の欄にございますように、香南町地域の税率（均等割、法人税割）については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとするとし、調整案といたしましては、その下にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

固定資産税でございます。

この固定資産税につきましては、5の土地の宅地の評価方法及び6の納期において違いがございます。

調整案といたしましては、ページ右下にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

5ページは軽自動車税でございます。

この軽自動車税につきましては、2の税率において、違いがございます。

高松市では、50cc以下の原動機付自転車及びミニカーにつきましては、標準税率を適用いたしておりますが、その他の車種につきましては、制限税率が適用されております。

一方、香南町でございますが、すべての車種において標準税率が適用されております。

調整案でございますが、税率が異なっておりますことから、経過措置を設けることとし、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

市・町たばこ税でございますが、この市・町たばこ税につきましては、両市町ともに同じ内容でございますので、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

特別土地保有税でございます。

この特別土地保有税につきましては、1の納税義務者と5の免税点に違いがございます。

高松市では、基準面積が5,000平方メートル以上の土地を所有する者となっておりますが、香南町は1万平方メートル以上の土地を所有する者が納税義務者となっております。

また、5の免税点につきましても、高松市が5,000平方メートル未満、香南町が1万平方メートル未満と違いがございます。

なお、7ページの表の一番下の参考でございますように、この特別土地保有税につきましては、平成15年度の税制改正によりまして、15年度以降、保有分及び取得分とも新たな課税は実施しないこととされております。

このように、基準面積、免税点が異なっておりますが、特別土地保有税は、平成15年度から課税凍結されておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

入湯税でございます。

この入湯税につきましては、2の税率と3の課税免除基準に違いがございます。

このうち2の税率でございますが、高松市では入湯客1人1日につき、150円の標準税率となっておりますが、香南町では100円となっております。

調整案でございますが、税率が異なっておりますことから、経過措置を設けることとし、「高松市の制度に統一する。ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、9ページをお開き願いたいと存じます。

9ページは、事業所税でございます。

この事業所税につきましては、人口30万人以上の市等において課税されるものでございまして、現在、香川県内におきましては、高松市だけが課税をしているものでございます。

この事業所税の調整案でございますが、香南町におきましては新たな税目となりますことから、合併特例法の規定に基づき、最大限の経過措置を設けることとし、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。」としたところでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

納税関係について御説明いたします。

この納税関係には、1の納期前納付に対する報奨金、2の口座振替制度及び3の滞納処分
分の三つの項目が挙げられておりますが、1の納期前納付に対する報奨金と3の滞納処分
において違いがございます。

このうち、1の納期前納付に対する報奨金でございますが、資料には、平成16年度の
現況を記載しておりますが、高松市におきましては、最後に 印で記載しておりますよう
に、平成17年度から納期前納付に対する報奨金の制度を廃止することとなっております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどに記載されてあり
ますように、固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年
度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度、これは、納期前に納付した税の1
00分の0.5というものでございますが、この廃止前の高松市の制度を適用する。住民
税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止す
る、といたしております。

そして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町に係る納
期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報
奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」
としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の方の27ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料27ページでございます。

ただいま、附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、
27ページの枠の中に記載をしておりますように、「地方税の取扱いについては、高松市の
制度に統一するものとする。ただし、1、香南町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入
湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)
第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 法人市・町民税の均
等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税
を実施する。 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不
均一課税を実施する。 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、
不均一課税を実施する。 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、
課税を免除する。 2、香南町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準及び納期並びに
固定資産税の宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年

度の翌年度から高松市の制度に統一する。3、香南町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」というものでございます。

なお、参考資料といたしまして、次の28ページから30ページにかけて、地方税の概要を記載をいたしております。

また、31ページには、説明の中でも触れました市町村の合併の特例に関する法律の中の、地方税に関する特例に関する条文を抜粋して記載をいたしております。本日は、説明を省略させていただきますが、後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

32ページでございますが、このページには地方税の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、編入合併いたしました10市の状況を記載をいたしております。10市のうち、八つの市で不均一課税を実施しておりまして、不均一課税の期間は、合併年度のみが2市、合併年度プラス3年度が4市、合併年度プラス5年度が1市、その他が1市となっております。資料には、そのうちの4市の事例を記載しております。

また、次の33ページには、同じく先進地域の事例といたしまして、中核市の事例を記載いたしておるものでございます。

以上で協議第15号地方税の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第15号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第15号につきましても、次回、第7回会議で、改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第16号条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料34ページをお開き願います。

協議第16号条例・規則等の取扱いについてでございます。

提案内容を御説明いたします前に、調整内容を先ほどの附属資料で御説明申し上げます。

先ほどの附属資料の11ページをごらんいただきたいと存じます。

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の12ページをごらんいただきたいと存じます。

12ページには、本年4月1日現在の、両市町の条例、規則等の数を整理いたしております。この数につきましては、両市町で、例えば、要綱を例規集に登載するか否かなど、その取扱いが若干異なっておりますことから、あくまで、本年度当初において、例規集に登載されている本数により記載をさせていただいております。

このような両市町の現況を踏まえた調整案でございますが、両市町では、条例、規則等に基づき、各種の行政制度や事務事業が行われておりますことから、調整案は、ページ右下にございますとおり、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の34ページをお開き願いたいと存じます。会議資料34ページでございます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

なお、35ページと36ページには、先ほど同様に、先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併いたしました10市と、現在、合併協議が進められております中核市の事例を記載いたしております。

以上、簡単でございますが、協議第16号条例・規則等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第16号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第16号についても、次回、第7回会議で改めて質疑等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第17号電算システム事業（協定項目第24-1号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料37ページをお開き願います。

協議第17号電算システム事業についてでございます。

この案件につきましても、まず最初に調整内容を附属資料で御説明申し上げます。

先ほどの附属資料の13ページをごらんいただきたいと存じます。附属資料13ページでございます。

「電算システム事業について」に関する資料でございますが、ここでは2項目でございます。

次の14ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、システムの種類でございますが、資料でございますように、高松市におきましては56のシステムが、一方、香南町では31のシステムが稼働をいたしております。また、香南町のシステムのうち、下から12行目にございます健康管理システムにつきましては、現在のところ、高松市側に対応するシステムがございません。

これらの現況を踏まえた問題点、課題でございますが、ページの右上にございますように、各種事務事業の統合協議により、システムの改修が必要になること、高松市のシステムと香南町のシステムとの間に互換性がないこと、健康管理システム等、香南町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがあることが挙げられております。

調整案でございますが、右下一番下にございますように、「高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、香南町のシステムに必要な改修を加え使用する。」としたところでございます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと存じます。

15ページは庁内LANでございます。

この庁内LANの状況でございますが、両市町とも庁内LANを出先機関も含め構築いたしております。また、パソコン等につきましても、資料に記載のとおり整備をいたしております。

これらの現況を踏まえた問題点、課題でございますが、ページの右上にございますように、両市町では別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なること、インターネット等の外部ネットワークへは、それぞれ別に接続していること、別々のネットワークを統

合する場合、情報セキュリティの面で問題が生じやすいこと、香南町では基幹系LANと情報系LANを物理的に分けているのに対し、高松市は同一LAN上で構築しており、セキュリティ対策の手法も異なっていることが挙げられております。

調整案でございますが、右下にございますように、「高松市の庁内LANに統合する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の37ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、香南町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

なお、38ページと39ページには、先進地域の事例を紹介いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で協議第17号電算システム事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第17号について、御質問等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第17号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第18号広聴広報事業（協定項目第24-2号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の40ページをお開き願います。

協議第18号広聴広報事業についてでございます。

提案内容の説明の前に、まず調整内容を附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の16ページをお開き願いたいと存じます。附属資料16ページでございます。

「広聴広報事業について」に関する資料でございまして、ここでは5項目でございます。

次の17ページをお開き願いたいと存じます。

まず初めに、市(町)民相談事業でございます。現況でございますが、高松市では本庁舎1階の市民相談コーナーにおきまして、市政相談、一般相談のほか、人権法律相談を初めとする14種類の専門相談を実施いたしております。

一方、香南町におきましても、社会福祉センター等におきまして、行政相談を初めとする4種類の相談事業を実施いたしております。

これらの現況を踏まえた問題点、課題でございますが、右上にございますように、相談内容、相談回数に差異があること、高松市の制度に統一した場合、香南町では、市役所本庁まで来なければならず、高齢者等に不便を来すおそれがあることが挙げられます。

対応策でございますが、その下にございますように、香南町で行っている相談事業については、香南町の住民の利便性等も考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。」としたところでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

広聴事業(その他)でございます。

現況でございますが、現在、高松市では、1の市政出前ふれあいトーク、2の市長への提言、3の電子会議室運営事業の三つの広聴事業を実施いたしております。

一方、香南町では、高松市と同様に1の町政座談会、2の町長への提言はございますが、3の電子会議室運営事業は実施いたしておりません。

このような両市町の現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

広報紙でございます。

両市町の現況でございますが、4の配布先につきましては同様でございますが、その他の項目につきましては、それぞれ違いがございます。

これらの現況を踏まえた問題点、課題でございますが、右上にございますように、発行回数、発行日、配布方法等において差異がございます。また、合併に伴い必要となる広報事業といたしまして、香南町の住民に対する各種の受付方法や窓口などの周知がございます。

これらの問題点、課題に対する対応策でございますが、高松市の制度に統一することとし、香南町住民に対する合併後の手続方法等の周知につきましては、高松市の各課の業務内容、連絡先等を冊子にまとめた「くらしのガイドブック」を香南町の全世帯に配布することで対応するというものでございます。

そして、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

視覚障害者等への広報でございます。

現在のところ、香南町では1の点字広報、2の声の広報及び3のテレホンサービス等の事業は実施いたしておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、21ページをお開き願いたいと存じます。

広報事業（その他）でございます。

まず、1のホームページでございますが、両市町とも掲載内容は異なりますが、それぞれホームページを開設いたしております。また、2のメールマガジンと3のケーブルテレビにつきましては、高松市のみの事業でございます。次に、4の防災行政無線を利用した一般広報でございますが、防災行政無線そのものの取り扱いにつきましては、別途、消防防災関係事業という別の合併協定項目の中で協議が行われることになっておりまして、ここではソフト面である防災行政無線を利用した一般広報について、その取り扱いを協議するものでございますが、これにつきましては、香南町のみ実施しているものでございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の40ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料40ページでございます。

ただいま附属資料で御説明をいたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに

調整するものとする。」というものでございます。

なお、次の41ページと42ページには先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、協議第18号広聴広報事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第18号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第18号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第19号生活保護事業（協定項目第24-7号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料43ページをお開き願います。

協議第19号生活保護事業についてでございます。

提案内容の説明の前に、先に附属資料で調整内容を説明させていただきます。

附属資料の22ページを、ごらんいただきたいと存じます。附属資料22ページでございます。

「生活保護事業について」に関する資料でございますが、ここでは3項目でございます。

次の23ページをお開き願います。

まず、生活保護制度でございます。

両市町の現況でございますが、1の級地区分につきましては、高松市が2級地の1、香南町は3級地の2となっております。

次に、2の実施機関でございますが、高松市では高松市の福祉事務所が、一方、香南町は香川県の東讃保健福祉事務所が行っております。

なお、3の被保護世帯数から6の保護の種類につきましては、資料に記載のとおり状況でございますが、このうち5の保護基準につきましては、標準3人世帯の場合の基準額は、高松市が16万3,750円、香南町が13万7,150円で、2万6,600円の差がございます。これは級地区分の違いによるものでございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどにございますよう

に、高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと存じます。

行旅病人等取扱事務事業についてでございます。

現況でございますが、1の急迫医療取扱、2の遺体取扱につきましては、両市町ともその取り扱いに違いはございませんが、3の交通費・回数券等の支給につきましては、高松市のみが実施いたしているものでございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、25ページをお開き願いたいと存じます。

ホームレス自立支援事業でございます。

現況欄でございますように、高松市のみ医療費の支給を行っておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の43ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料43ページでございます。

ただいま御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、次の44ページと45ページには、先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、協議第19号生活保護事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第19号について、御質問等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

石丸（英）委員 香南町の石丸と申します。

この協議第19号からなんですけど、23号までは、明らかに、次回に持ち越す必要のないというような案件ではなかろうかと思ひまして、本来なら、次回の方に持ち越すべきところでございますけども、確認というようなところに判断できるんじゃないかと。

というのが、先週の金曜日に、この資料をいただいております。香南町の中においても

事前に協議させていただきまして、この19号から23号においては、確認で、よからうというふうな判断もいただいております。

香南町においては、先ほど副会長、すなわち香南町の町長が、先ほどあいさつ申し上げましたとおり、香南町の高松市へのこの法定協議会に臨む姿勢、また、先日、合併重点支援地域の指定をまた申請していただけないかというふうなことの御案内ということで、香南町の町民及び香南町の議会というような、また委員会、その姿勢は明らかだと思っておりますので、今後、この内容において明らかに確認をその場でできるものであれば、その場でしていただきたい。今後、私たちが短期間にやっていかなければならない大きな課題が建設計画だろうと思っております。そういうところに、先日ですか、国分寺町との法定協議会の中で、高松市さんが提案されました、高松市のグランドビジョンというのを拝見させていただきましたけども、香南町においては、ぼやっとした形は見えるんですけども、この具体的な内容、要は高松の南部がどういうふうになっていくのか、また香南町の地域がどういうふうになっていくのかというのを早く協議をしたい。

また、具体的なものを、また住民に提供したいというところがございまして、そちらの方に時間をかけたい。残念ながら、協議の時間が刻々と終了が迫ってきている段階で、その確認というようなところを早く、この場で済ませていただくことによって、その時間ができるんじゃないかと思っておりますので、また、その協議の内容の、第1回目に知らされました規則ですかね、その内容においても、合併協議で合意が得られれば、提案した会議において確認する場合もあるというふうなことも注意書きでありますとおり、この19号から、それから23号において確認の処理をしていただけたら、先ほど言ったような時間もとれるんじゃないかというところでいかがかと思ひまして、提案させていただきます。

議長(増田会長) ただいま石丸委員さんの方からお聞きのような御意見ありましたが、本来は、次回会議で改めて意思集約いたしますけれども、特に論議のないものについては、即日確認をしてもよいのではないかと、これは規約にもございますので、そういう取り扱いをしてはどうかという御意見ですが、これにつきまして、何か御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) そいじゃ、以下の協議第19号から協議第23号については、そのような取り扱いをすることでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。

それでは、個別に一応は確認はさせていただきますが、それではただいまの協議第19号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい、ありがとうございました。

それでは、御異議ございませんので、協議第19号については原案のとおり確認をいたしました。

次に、協議第20号交通関係事業（協定項目第24-15号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料46ページをお開き願いたいと存じます。

協議第20号交通関係事業についてでございます。

この案件につきましても、調整内容を先に附属資料で御説明を申し上げます。附属資料の26ページをごらんいただきたいと思います。

「交通関係事業について」に関する資料でございます、7項目でございます。

次の27ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、交通安全運動について御説明申し上げます。

資料に記載のとおり、両市町では、活動内容に若干の差異はございますが、ほぼ同様の活動を行っておりまして、調整案といたしましては、右下にございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと思います。

交通安全活動でございます。

現況でございますが、2の交通安全教室の開催、3の街頭交通指導の実施主体等、5の交通指導員の活動につきましては、実施内容等に差異はございますが、両市町ともに実施をいたしております。

また、1の交通安全指導者研修会と4のマナーアップモデル地区事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、29ページをお開き願いたいと存じます。

交通安全資材の配布等でございます。

現況のうち、1の保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物などに市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと思います。

市・町民交通傷害保障でございます。

両市町とも交通傷害保険事業を実施いたしておりますが、現況のうち、3の保険期間及び4の保険料、6の保険金に違いがございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における保険期間については、合併時まで調整するものとする。なお、香南町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市がその事務を引き継ぐとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、保険期間については、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、31ページをお開き願いたいと存じます。

高松市では、31ページから32ページにかけて、記載をしておりますような放置自動車対策、放置自転車対策、放置自転車保管後の再利用の事業を実施いたしておりますが、香南町では実施しておりませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、33ページをお開き願いたいと存じます。

チャイルドシートの助成でございます。

資料に記載のとおり、現在、香南町では、満6歳未満の乳幼児の保護者を対象に、乳幼児1人につき1回限り、1万5,000円を上限としてチャイルドシート購入金額の2分の1を助成いたしておりますが、高松市では同様の制度はございません。

調整案でございますが、急激な変化を来さないよう経過措置を設けることとし、「香南町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと思います。

生活バス路線維持でございます。

高松市では、市民の足の維持、確保のために、国庫補助路線1、県費補助路線9、市単独補助2、合計12の路線系統に補助をいたしております。

一方、香南町では、現在、国庫補助路線として、由佐・岩崎・高松空港線、池西線が国・県費補助のみで運行しておりますため、現時点では香南町の現況欄には該当がございませんが、合併後におきまして、今後、国庫補助路線対象から除かれ、県費補助路線となる可能性があり、その場合は、その時点におきまして、調整案のとおり「高松市の制度を適用する。」とするものでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の４６ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「交通関係事業については、高松市の制度に統一する。香南町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時まで調整するものとし、チャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く３年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」というものでございます。

なお、次の４７ページと４８ページには、先進地域の事例を掲載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、協議第２０号交通関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第２０号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第２０号についてお諮りをいたします。

協議第２０号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第２０号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第２１号その他の事業（情報公開制度）（協定項目第２４－２２号）について、協議第２２号その他の事業（外部監査制度）（協定項目第２４－２２号）について及び協議第２３号その他の事業（水問題対策）（協定項目第２４－２２号）についての３件を一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第 2 1 号から第 2 3 号までの、その他の事業 3 件につきまして、一括して説明させていただきます。

先に、附属資料で調整内容を御説明を申し上げます。

附属資料の 3 6 ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第 2 1 号その他の事業（情報公開制度）についてでございます。

現況のうち、1 の制度の概要でございますが、両市町におきましては、それぞれ条例に基づき情報公開を行っておりますが、公開対象、公開請求者については、資料に記載のとおりでございます。市町間で取り扱いが異なっております。

また、2 の公開方法でございますが、写しの交付に要する費用に差異がございます。

また、3 の審査会でございますが、委員の任期において差異がございます。

このように、公開対象、公開請求者、写しの交付に要する費用、審査会委員の任期に市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、3 7 ページをごらんいただきたいと思います。

協議第 2 2 号のその他の事業（外部監査制度）でございます。

この外部監査制度は、平成 9 年の地方自治法の一部改正に伴いまして、平成 1 1 年度から都道府県、政令市及び中核市に導入が義務づけられたものでございまして、地方公共団体の組織に属さない、外部の専門的な知識を有する者による監査を行うことで、地方公共団体の監査機能を充実し、公費執行に係る住民の信頼を向上させることにより、適正な行政運営を確保するもので、年度を契約の単位といたしまして、毎会計年度、外部監査法人と契約し、年 1 回以上、財務に関する事項について監査を受け、その結果の報告を受けることとしているものでございます。

この制度は、高松市だけの制度でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、3 8 ページをごらんいただきたいと思います。

協議第 2 3 号のその他の事業（水問題対策）でございます。

高松市では、水問題対策といたしまして、資料の 3 8 ページから 3 9 ページにかけて記載しておりますように、水循環健全化計画を策定し、大規模建築物の節水・循環型水利用や排水再利用促進助成制度を設けておりますが、香南町では制度がございませんことから、

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が、附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料の49ページをごらんいただきたいと存じます。49ページでございます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく、それぞれの提案内容を御説明を申し上げます。

まず、協議第21号その他の事業（情報公開制度）についてでございますが、49ページの中ほどにございますように、「情報公開制度については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

続きまして、50ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第22号その他の事業（外部監査制度）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、51ページをお開き願いたいと存じます。

協議第23号その他の事業（水問題対策）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「水問題対策については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第21号から協議第23号までの説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第21号から協議第23号までの3件について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

いいですか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第21号から協議第23号までの3件につきましてお諮りをいたします。

協議第21号から協議第23号までの3件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい。御異議がございませんので、協議第21号から協議第23号までの3件については、原案のとおり確認いたしました。

会議次第 6 その他(1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会について

議長(増田会長) 次に、会議次第の6その他でございますが、まず(1)の建設計画作成に当たっての住民懇談会について事務局から説明いたします。

事務局次長(福井) それでは、説明させていただきます。

会議資料52ページをごらんください。

その他の(1)建設計画作成に当たっての住民懇談会についてでございます。

次の53ページをお開き願います。

前回の協議会会議では、住民懇談会の開催結果について御報告いたしました。本日はその概要が整理できましたので報告するものでございます。

この住民懇談会につきましては、8月11日と12日、いずれも午後7時30分から、香南町由佐農村環境改善センターにおきまして開催いたしまして、計29人の皆様に御参加をいただき、御意見、御要望等をいただきました。

その内容につきましては、3の主な意見等を53ページから56ページにかけて、また4として協議会・市町への要望等を56ページに一覧表として整理いたしております。本日は時間の関係もございまして、個々の説明は省略させていただきます。後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、建設計画作成に当たっての住民懇談会についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(増田会長) ただいまの説明について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第 6 (2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

議長(増田会長) 特にないようございましたら、次に(2)の高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について、事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、御説明いたします。

会議資料の一番最後のページ、57ページをごらんいただきたいと思います。一番最後のページでございます。合併協定項目の協議状況でございます。

現在、高松市では、近隣の6町と個別に合併協議会を設置し、協議を進めておりますが、この資料は委員の皆様の参考としていただくため、各合併協議会の合併協定項目の協議の状況を一覧表に整理したものでございます。

この資料でございますが、表の右上に記載しておりますように、本日、11月2日現在のものございまして、資料の中に、印をつけておりますが、は、既に合併協議会で確認をされました合併協定項目、が提案済みの合併協定項目でございます。なお、右から二つ目の本高松市・香南町合併協議会につきましては、本日提案いたしました協定項目につきましては を記載をいたしております。

なお、個々の内容の説明については、省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの説明について、御質問等がございましたら御発言を願います。

ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第6（3）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでございましたら、次に（3）の高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議の開催予定について御説明いたします。

会議資料52ページをごらんいただきたいと存じます。（3）合併協議会の会議の開催予定でございます。

次回、第7回会議でございますが、12月上旬に香南町で開催を予定いたしておりますが、現在、日程を調整中でございます。日程が決まり次第、委員の皆様にお知らせをいたしますとともに、ホームページへの掲載などによりまして、周知をいたしたいと考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 以上が、その他ということで事務局からの説明でございました。

せっかくの機会でございますので、この際、合併問題全般について何か御発言等がございましたら承りたいと存じますが.....。

特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。

皆様方には長時間にわたり御協議賜り、まことにありがとうございました。これをもち

まして、高松市・香南町合併協議会第6回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午前11時21分 閉会

会議録署名委員

委員

森谷 芳子

委員

石丸 英正